平成19年度緊急時対応訓練計画(案)

平成19年7月 日

1 基本方針

食品安全基本法第14条及び食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に基づき、作成された「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」では、緊急時対応について平時から備えるべき事として、緊急時対応訓練の実施を定めている。

18年度は試行的に実施した訓練に関する緊急時対応専門調査会の審議において、食品安全委員会における緊急時対応体制の充実を図るため、継続して訓練を実施することが重要であると指摘されたところである。

そこで、平成19年度についても緊急時対応訓練を実施し、食品安全委員会の緊急事態等における 体制の実効性の確認、緊急時対応の問題点や改善点についての検討を行う。

- 2 平成19年度緊急時対応訓練における重点課題
 - 18年度に実施した訓練の検証結果から、次の事項を重点課題として訓練を実施する。
 - (1)委員会内の認識の共有を図る 様々な設定の訓練を実施し、疑似体験を重ねる。
 - (2)緊急時対応マニュアルの実効性を高める 机上シミュレーションと同様の設定の実動訓練を実施することにより、緊急時対応の確認及び 緊急時対応マニュアルの検証等を行う。
 - (3)効果的な広報技術の習得 広報に関する講習やメディアトレーニングを実施する。
- 3 平成19年度訓練計画(案)
 - (1) 第1回(机上シミュレーション訓練)
 - ね ら い 委員会内の認識の共有、緊急時対応マニュアルの実効性の向上、関係府省との連 携強化
 - 内 容 委員会事務局およびリスク管理機関との合同による机上シミュレーション訓練 (想定される緊急事態に対し、委員会及びリスク管理機関がそれぞれ対応を検討 し、その結果についてファックスなどでやり取りする。) 具体的には、大規模食中毒の発生に対する初動対応~関係府省連絡会議開催まで

開催時期 10月中旬

参加対象者 委員会事務局員及びリスク管理機関担当者

の流れを確認する。

(2)第2回(実動訓練)

ね ら い 委員会内の認識の共有、緊急時対応マニュアルの検証、効果的な広報技術・情報 提供のあり方の習得

内 容 第1回訓練でシミュレーションを行ったステージでの実動訓練

開催時期 平成20年1月下旬

参加対象者 委員及び委員会事務局員